

【タイトル】

空港での黄熱予防接種証明書の提示に関する注意喚起

【本文】

在留邦人の皆様

近隣国などで黄熱（黄熱病）が発生していることから、モザンビーク保健省は流行国への旅行者は黄熱予防接種を確実に受けて有効な証明書を携帯することを強く勧めていますが、先般下記のとおり、感染国を経由していない日本からの邦人渡航者が、空港内で必要なない予防接種を打たざるを得ない事案が発生しました。当国においては、感染国以外からの入国者への予防接種は義務付けられておりません。よって職員の誤認があると思われる場合、旅券や搭乗券などにより感染国を経由していない旨申し出て下さい。

記

日本からカタールを経由してマプト空港に到着した邦人が検疫を通過する際、黄熱予防接種証明の提示を求められた。既に予防接種は受けていたものの今回の渡航では感染国には入国しないため同証明を携帯しておらず、職員に対し証明を持っていない旨告げると、手続きが必要であるとして別室へ連れられた。

別室にて、証明を所持していない場合、この場で黄熱予防接種を受けないと入国させられないと言われたことから、邦人はやむなく接種を受け入国した。

後日調査の結果、本事案の原因是、検疫職員が経由地等の確認を行わず、前後して到着した感染国であるエチオピア及びケニアからの入国であると誤認したものであったことが判明し、陳謝があった。

感染症新着情報

<http://www.forth.go.jp/topics/fragment3.html>

黄熱感染の危険国

<http://www.forth.go.jp/useful/yellowfever.html>